

勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を定めます。また、お客様のご意向と実情に適合した勧誘に努めます。

1. 販売・勧誘について各種法令遵守の徹底

- ・当社は、販売等にあたり、保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他の各種法令・諸規則等を遵守してまいります。
- ・未成年の方、特に15歳未満の方を被保険者とする保険契約等につきましては、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

2. お客様のご意向と実情に適合した適切な商品の勧誘

- ・当社は、お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、お客様のご意向と実情に応じて適正な商品の勧誘に努めます。また、商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、わかりやすい説明を心掛けます。
- ・ご高齢の方、特に70歳以上の方を契約者とする保険契約等につきましては、わかりやすい丁寧な対応を心掛け、状況に応じてご親族に同席をいただき、契約前に保険内容の説明を行なうなど、お客様に十分ご理解いただけるよう配慮致します。
- ・障がいのある方を契約者、被保険者とする保険契約等につきましては、障がいの内容の特性に応じた合理的配慮を行なうよう努めます。
- ・変額保険など、市場リスクを伴う投資性商品につきましては、お客様の投資経験等を勘案し、そのリスク内容について適切な説明を行うよう心掛けます。

3. お客様本位の商品説明および情報提供

- ・時代とともに変化するお客様のニーズを的確に捉え、商品内容・商品特性・周辺情報・重要な情報をより判りやすくご案内し、お客様がご理解いただきやすいように適切な説明に努めます。
- ・ご提案する商品がお客様にとって利益になる情報ばかりではなく、不利益になる情報も正しくご理解いただけますよう、分かりやすい説明に努めます。
- ・電話または訪問にあたり、お客様の立場に立って、時間帯や場所、方法を十分配慮致します。

4. お客様にご信頼いただくための社内整備体制

- ・お客さまのご意見、お声を傾聴・分析し、それを日々の業務に活かしていくよう努めます。
- ・適正な勧誘を行うために、販売に携わる者の指導・研修や事務管理態勢の整備に努めます。

制定日 2021年6月1日

改訂日 2023年11月1日

株式会社シケン

個人情報取り扱い事業者・お問い合わせ窓口

株式会社シケン FA 営業相談室

TEL：0800-100-8841